

昭島市民総合交流拠点施設内食堂施設運営事業者に関する募集要項

令和7年1月

昭島市

1 募集目的

昭島市（以下「市」という。）は、昭島市民総合交流拠点施設利用者の利便性向上及び市民交流の場の創出の一環として、昭島市民総合交流拠点施設（以下「交流拠点」という。）内に食堂施設の設置を予定しています。運営に際し、市が定める条件を基本に民間事業者の持つノウハウを生かしつつ、安定した営業実績を背景に質の高いサービスを提供できる事業者（以下「事業者」という。）を募集するものです。

2 交流拠点及び食堂施設の概要

(1) 施設所在地

昭島市玉川町四丁目9番22号

(2) 施設概要

別添資料1「市民総合交流拠点施設設計概要」のとおり

(3) 食堂施設

別添資料2「食堂施設図面」のとおり

3 使用に関する条件

(1) 使用許可

本募集により選定された事業者は、昭島市公有財産規則（昭和49年規則第15号）第26条の規定により行政財産使用許可申請書を市に提出し、行政財産の使用許可を受けていただきます。

(2) 使用許可期間

使用許可は、毎年度ごとに前記の使用許可を受けていただきます。ただし、令和8年4月1日以降の使用許可に関し、市と事業者との協議の上、使用状況、実績等を勘案し、市が、引き続き使用を許可することが適当と判断した場合は、年度単位で更新できるものとします。

なお、事業者の都合又は使用期間満了により退去しようとするときは、その6か月以前に文書により市に申し出て、市の指示に従ってください。

(3) 営業開始日

令和7年12月1日（予定）

(4) 使用料

ア 昭島市民総合交流拠点施設条例に基づき、月額100,000円とします。

イ 使用料は、市の発行する納入通知書により、年度ごとに、市が指定する期日までの納付とします。ただし、昭島市行政財産使用料条例第6条の規定により市と協議成立後、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付することができます。

ウ 令和10年11月30日までの使用料は、昭島市行政財産使用料条例第5条の規定を適用し、免除します。ただし、令和10年12月1日以降の使用料については、市と事業者が協議することとし、使用目的の重要性、使用に係る事業の採算性などを勘案し、昭島市行政財産使用料条例第5条の規定が適合する場合には、使用料の減額、又は免除をします。

(5) 厨房機器等

別添資料2「食堂施設図面」のとおり市が設置します。その他の営業に必要な厨房機器等は事業者の負担により設置していただきますが、厨房内での火気使用はできないため、電磁調理器等で調理を行ってください。

(6) 営業上の利益及び損失の帰属、経費の負担

事業者は、自らの責任で営業を行うこととし、食堂施設の営業から生じる利益及び損失はすべて事業者へ帰属し、店舗の設置に関する経費のほか、使用した光熱水費、通信費、衛生管理費、修繕費（空調設備、換気設備及び給湯設備に係る修繕費は市負担）、廃棄物処理費など食堂施設の営業に係る一切の経費は、事業者の負担とします。ただし、施設全体に係る経費から按分等により事業者が負担する金額を算定するものについては、市の発行する納入通知書により、市が指定する期日までに支払っていただきます。

(7) 再委託の禁止

事業者が、食堂施設の営業を直接行うものとし、他のものへ再委託することができません。

(8) 原状復帰

ア 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了したときは、事業者の負担で、市が指定する期日までに使用物件を原状に回復した上で、市に返還してください。

イ 事業者が、前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求します。この場合において、事業者は何ら異議を申し立てることができません。

(9) 損害賠償

ア 事業者は、その責めに帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、若しくは毀損し、又は使用の許可において付した条件に違反して市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

ただし、事業者が自己の負担により使用物件を原状に回復した場合はこの限りではありません。

イ 事業者は、使用物件の使用に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任において、その損害を賠償しなければなりません。

(10) 有益費等の請求権の放棄

事業者は、使用物件に投じた改良等のための有益費及び修繕費等一切の費用を市に請求することはできません。

(11) 定期報告

ア 事業者は、毎年度終了後4月末日までに交流拠点内食堂施設に係る年度の収支報告書及び来店者数を市に提出してください。

イ クレームや事故については、発生後速やかに対応するとともに、市に報告してください。また、市から指示があった場合には、適切に対応してください。

ウ 上記事項のほか、市から報告を求められた場合は、事業者はその求めに応じてください。

(12) 事業者の義務

ア 事業者は、善良な管理者の注意をもって食堂施設を使用してください。

イ 市又は交流拠点の管理運営を受託している事業者（以下「指定管理者」という。）が食堂施設の管理上必要な事項を事業者に通知した場合は、その事項を遵守してください。

ウ 事業者は、食堂施設の営業に当たり他の事務所等の運営の支障とならないよう十分に配慮してください。

(13) 営業に伴う許可等の申請

営業に伴う関係法令上必要な申請及び届出等については、事業者が自らの負担により行ってください。

(14) 法令の遵守

食堂施設の使用及び営業に当たっては、関係法令、関係条例及び規則等を遵守してください。

(15) 食堂施設使用に係る協定

事業者は、市と協議の上、食堂施設使用に係る協定を市と締結していただきます。

(16) その他

ア 従業員の通勤用自動車の施設駐車場への駐車は禁止とし、通勤用自転車の駐輪は市指定場所とします（ただし、台数には限りがあります。）。

イ 従業員は交流拠点内の他の事務所等と共用する更衣室及び休憩室を使用することができます。

4 営業の内容

(1) 営業日及び営業時間

ア 営業日

営業日は、原則として開館日とします（閉館日は1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとします。）。ただし、市と協議し、定休日及び臨時休業日を設けることができます。

イ 営業時間

午前10時から午後4時までの営業を想定していますが、実際の営業時間は、事業者の提案をもとに、市との協議により設定することができます。

(2) メニュー、価格及び物販等

食堂で取り扱うメニュー及び価格は事業者が決定しますが、この場合、事前に市と協議（変更する場合も含む）し承認を得てください。

食品以外の商品等の販売についても事前に市と協議し承認を得た場合には、販売することができます。その他、事業者による市及び指定管理者への来館者の利用向上に寄与するための提案については、協議に応じます。

(3) 商品の仕入れ及び管理

ア 仕入れ商品については、安全性等信頼のできる業者から仕入れることとし、販売商品の瑕疵については、事業者が全ての責任において処理をしてください。

イ 商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品については、適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守してください。

(4) 商品の搬入口及び搬入方法

商品の搬入の際は、市の指定する場所に駐車し、来庁者の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないよう可能な限り短時間で行ってください。駐車場所及び搬入経路は、あらかじめ市の指示を受けた方法とします。

(5) 廃棄物の搬出及び清掃

営業において発生した廃棄物については、事業者の責任において処理及び処理費用の負担をしてください。また、食堂内の日常及び定期清掃や害虫駆除につきましても、事業者の責任で行ってください。

(6) 広報

事業者は、店舗やメニュー等について、ウェブサイトやSNSを積極的に活用して広報活動を図るとともに交流拠点の広報ツールなどとの連携を図り、利用率向上に努めてください。

(7) 貼り紙、看板等の表示及び掲出

食堂施設内の表示及び掲出は事業者が責任を持って管理し、食堂施設外への表示及び掲出は、事前に指定管理者とその内容や場所等について協議し、承認を受けて実施してください。

(8) 市及び指定管理者実施事業への協力等

市及び指定管理者が実施する事業について協力を求められた場合には、協議に応じ、協力するように努めてください。また、事業者は交流拠点におけるイベント等を自主的に企画し、市及び指定管理者の承認を得て実施することができます。

(9) 施設管理への協力等

指定管理者から施設管理に必要な事項について指示があった場合には、従ってください。

また、施設維持管理上やむを得ず停電作業が発生したときは、事業者の負担により食材等の保管対策を行ってください。なお、市はこれに伴う補償補填は行いません。

(10) 災害時の対応

交流拠点は予期せぬ災害が発災した場合には、災害対策拠点となる施設機能を有していることから、災害時には災害応急対策や災害復旧活動等に対し、協力を努めてください。

(11) その他

本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と事業者で協議の上、決定します。

5 申込手続

(1) 提出書類（各1部）

- ア 昭島市民総合交流拠点施設内食堂施設運営申込書（第1号様式）
- イ 調査書（第2号様式）
- ウ 営業実績を確認できる資料（任意様式）
- エ 納税証明書（法人は法人税、消費税及び地方消費税、個人は所得税、消費税及び地方消費税（該当する場合のみ））
- オ 昭島市税の納税状況調査の同意書（第3号様式）

(2) 申込書類受付期間

令和7年2月17日（月）から同年2月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出方法

担当課に持参し、提出してください。

持参する際には、事前に提出先へ電話連絡し、来庁日時の調整をしてください。

提出書類は、本件以外には使用いたしません。

なお、提出した書類は返却しないこととします。

(4) 提出先

〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

昭島市企画部市民総合交流拠点施設建設担当（昭島市役所5階）

電 話 042-544-5111 内線 2375

6 質問及び回答

本件募集に質問がある場合は、質問書（第4号様式）を提出してください。

質問回答は、一問一答形式とします。

（1）提出期間

令和7年1月20日（月）から同年1月28日（火）午後5時までです。

提出期限後の質問については、理由を問わず一切受け付けできません。

（2）提出方法

メールで提出することし、その他の方法による質問は受け付けられません。

総データ容量が3MBを超えた場合は、適正なサイズに分割して送付してください。

メール送信後は、提出先に電話連絡し、受信の確認をしてください。

（3）提出先

昭島市企画部市民総合交流拠点施設建設担当

メール shisetsukensetsu@city.akishima.lg.jp 電話 042-544-5111 内線 2375

（4）回答方法

令和7年2月4日（火）午後5時までに、質問書の提出者へメールにより回答するとともに、市公式ホームページに回答書を掲載します。

7 選定の基準

（1）交流拠点の設置目的を十分に理解し、その目的達成のために協力できるものであること。

（2）都内に所在地又は営業の本拠を有するものであること。

（3）社会的に信用又は定評があり、かつ、相当の経営能力を有すると認められるものであること。

（4）人格は原則として法人とし、資本金（個人の場合は、これに相当するもの）が適正と認められる。

（5）良質な商品及びサービスが提供できるものであること。

（6）公租公課を滞納している者でないこと。

（7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力等が経営又は運営に実質的に関与していない者、又はこれらと密接な関係を有しない者であること。

（8）その他、市及び関係機関等との協議に柔軟、真摯に対応できる者であること。

7 選定方法

書類審査による。ただし、必要に応じて面接を実施します。

8 選定結果

令和7年3月に食堂施設の使用許可事業者を決定し、通知します。